

訪問看護ステーション小池 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社フォーリアが開設する訪問看護ステーション小池(以下、「ステーション」という)が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「訪問看護」という)の適切な運営を確保するために入員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士(以下、「看護職員等」という)が、要看護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治医が必要と認めた高齢者に対し、適切な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者的心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。

- 2 介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、適切なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

名称 訪問看護ステーション小池
所在地 浜松市中央区小池町2661-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は以下のとおりとする。

| 職種 | 資格 | 常勤(名) | 非常勤(名) | 備考 |
|-------|-------|-------|--------|---------|
| 管理 者 | 看護師 | 1名以上 | 0 | 看護職員と兼務 |
| 看護職員 | 看護師 | 2名以上 | 適当数 | |
| | 准看護師 | 0 | 0 | |
| 理学療法士 | 理学療法士 | | | |
| 作業療法士 | 作業療法士 | 1名以上 | 適当数 | |
| 言語聴覚士 | 言語聴覚士 | | | |

(1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等

看護職員等(准看護師除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を制作し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

- ① 営業日:月曜日～金曜日までとする。ただし、12月31日～1月3日を除く。
- ② 営業時間:午前8時30分～午後5時30分とする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活の看護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- 2 利用予定日の前日までにご連絡がなく、当日になって利用の中止のご連絡をされた場合、取消料として5,000円をお支払い頂く場合があります。但し、正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- 3 領収証は原則として再発行は致しませんが、事情により再発行が必要な際は1枚につき550円(税込)を頂きます。
- 4 利用者の死亡が確認された後で、希望される場合には、8,800円(税込)で死後の処置をさせて頂きます。

5 次の通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

- ・事業所の実施地域を超えた地点から、片道 10km 未満 300 円
- ・事業所の実施地域を超えた地点から、片道 10km 以上 700 円

6 全 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、浜松市中央区(旧中区、西区、南区、東区)、浜名区(旧北区、浜北区)の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第 9 条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第 10 条 虐待の発生またはその再発を防止するため、次のようにその措置を講じる。

- ① 虐待防止の為の指針を設備する。
 - ② 虐待防止の為の研修を定期的に開催する。
 - ③ 上記を適切に実施する為に委員会及び担当者を設置し、その内容を看護職員等に周知徹底する。
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延防止の為の措置に関する事項)

第 11 条 感染症の予防またはまん延防止する為、次のように措置を講じる。

- ① 感染症の予防またはまん延防止する為の指針を設備する。
- ② 感染症の予防またはまん延防止する為の研修を定期的に開催する。
- ③ 上記を適切に実施する為に委員会及び担当者を設置し、その内容を看護職員等に周知徹底する。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

- 第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図る為の研修の機会を以下のとおり設けるものとし、また、業務体制を設備する。
- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上に知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密が保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社フォーリアとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規定は、令和6年12月1日から施行する。

この規定は、令和7年7月14日から施行する。